

具志川厚生園 指定訪問介護事業所 運営規程

(事業の目的)

第 1 条 この規定は、社会福祉法人沖縄県社会福祉事業団（以下「事業者」という。）が開設する具志川厚生園指定訪問介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は介護員養成研修の終了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所の訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業の実施にあつては、居宅介護支援事業者、関係市町村、その他地域の保健、医療、福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設の名称等)

第 3 条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 具志川厚生園 指定訪問介護事業所
- (2) 所在地 沖縄県うるま市字天願1983番地

(職員の職類、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者、業務及びその他の管理を行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- (2) サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は、指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、介護予防訪問介護計画の作成等、下記の業務を行う。

- ア 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。
 - イ 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供にあたり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行う。
 - ウ 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内相を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
 - エ 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。
- (3) 訪問介護員 2.5名以上
- 訪問介護員等は、個別計画に基づき指定訪問介護の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
- (2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 までとする。
- (3) サービス提供時間 午前 7 時から午後 8 時までとする。

(指定訪問介護の内容)

第 6 条 事業所の指定訪問介護は、指定居宅介護支援事業者又は利用者本人等の作成した居宅サービス計画に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 身体介護に関すること。
 - ア 食事の介護
 - イ 排泄の介護
 - ウ 衣類着脱の介護
 - エ 入浴の介護
 - オ 身体の清拭、洗髪
 - カ 通院等の介助その他必要な身体の介護
- (2) 家事に関すること。
 - ア 調理（配膳、片付けを含む）
 - イ 衣類の洗濯、補修
 - ウ 住居等の清掃、整理整頓
 - エ 生活必需品の買い物
 - オ その他必要な家事
- (3) 相談、助言に関すること。
 - ア 生活、身の上、介護に関する相談、助言
 - イ 住宅改良に関する相談、助言
 - ウ その他必要な相談、助言

(訪問介護計画の作成)

第 7 条 サービス提供責任者は訪問介護計画を作成するものとする。

- 2 訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。
- 3 訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族にたいして説明し利用者の同意を得るものとする。
- 4 サービス提供責任者は、訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて訪問介護計画の変更を行うものとする。

(事業の提供に当たっての留意事項)

第 8 条 事業の提供に当たっては次の事項に留意する。

- (1) 事業者は、訪問介護計画に従って、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。
- (2) 事業者は、自ら提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にサービスの質の向上を図るよう努めるものとする。
- (3) 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。
- (4) 職員は指定訪問介護の提供に当たって、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家

族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

(指定訪問介護の利用料及び支払の方法)

- 第 9 条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その 1 割～3 割の額とする。法定代理受領以外の利用料については、厚生労働省が定める基準によるものとする。
- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書は署名（記名捺印）を受け取るものとする。
 - 3 指定訪問介護の利用者等は、事業所の定める期日までに、利用料等を現金又は銀行口座振込等により納付するものとする。
 - 4 前 1 項の利用料の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収書を交付する。
 - 5 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払いを受けたときは、提供した第 1 号事業訪問型サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(緊急時における対応方法)

- 第 10 条 訪問介護員等は、指定訪問介護の実施中に、利用者の病態等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 指定訪問介護の実施中に、天災その他の災害が発生した場合、訪問介護員等は必要に応じてサービス利用者の避難等の措置を講じるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第 11 条 通常の実施地域はうるま市（離島を除く）とする。

(通常の事業の実施地域外の交通費について)

- 第 12 条 前条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は徴収しない。

(衛生管理及び訪問介護員等の健康管理)

- 第 13 条 事業者は、指定訪問介護に使用する用品を清潔に保持し、定期的な消毒を実施する等衛生管理に十分留意するものとする。
- 2 事業者は、訪問介護員等に対し感染症に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。
 - 3 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(秘密保持)

- 第 14 条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚

生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、事業所での介護サービスの提供以外の目的では個人情報を利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

(サービス提供記録の記載)

第 15 条 訪問介護員は、指定訪問介護を提供した際には、その提供日及びその内容、当該指定訪問介護について介護保険法第 41 条 6 項の規定により、利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載するものとする。

(苦情処理)

- 第 16 条 事業所は、提供した指定訪問介護に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
 - 3 事業所は、提供した指定訪問介護に関し、介護保険法により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは紹介に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生時等の対応)

- 第 17 条 利用者に対する指定訪問介護の提供により、事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ管理者に報告する。
- 2 事業所は前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとする。
 - 3 利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合には、その原因を解明し、再発防止策を講じ、同じ誤りを犯さない体制づくりを行う。
 - 4 事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止)

- 第 18 条 施設管理者は、虐待発生の防止に向け、各号に定める事項を実施するものとする。また管理者は、これらの措置を適切に実施するために虐待防止委員会を設置し、専任の担当者を置く。
- (1) 事業所は、虐待防止委員会に参画する。
 - (2) 虐待防止委員会は、虐待防止のためのマニュアルの整備、指針の見直し、職員への研修の内容、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待発生時の調査、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見人制度の利用支援等を行う。本虐待防止委員会は、他の委員会と一体的に行うことができる。
 - (3) 事業者は、職員に対し年 1 回以上、虐待発生の防止に向けた研修を実施する。
 - (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告

を行い、事実確認のため協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

（身体拘束の防止）

第19条 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録するものとする。

- (1) 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。
- (2) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（身体拘束適正化委員会）の設置及び委員での検討結果について職員へ周知徹底。
- (3) 身体拘束等の適正化の為に指針の作成。
- (4) 職員に対する身体拘束等の適正化の為に研修の実施。

（業務継続計画の策定等）

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（地域との連携）

第21条 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めるものとする。

（ハラスメントの対策）

第22条 事業所は適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（記録の整備）

第23条 事業所は、利用者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から最低5年間は保存するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第24条 事業者は、訪問介護員等の資質の向上を図るため、計画的に研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
- (2) 継続研修 年12回
- 2 訪問介護員等は、その勤務中に身分を証明する証票を携行し、初回訪問時間及び利用者又はその家族から求められた時は、これに提示するものとする。

- 3 事業者は、この事業を行うため、ケース記録、派遣決定調書、利用者負担収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 5 事業所は、従業者に利用者の同居の家族に対する指定訪問介護の提供をさせないものとする。
- 6 事業者は介護予防サービス計画等の作成又は変更に関し、居宅介護支援事業所の介護支援専門員等又は居宅要介護被保険者等に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行わないものとする。

附 則

この規程は、平成19年8月1日より施行する。

この規程は、平成30年7月1日より施行する。

この規程は、令和4年4月1日より施行する。

この規程は、令和5年8月1日より施行する。

この規程は、令和6年4月1日より施行する。